

「北九州市空き家バンク」の概要

1 事業の概要

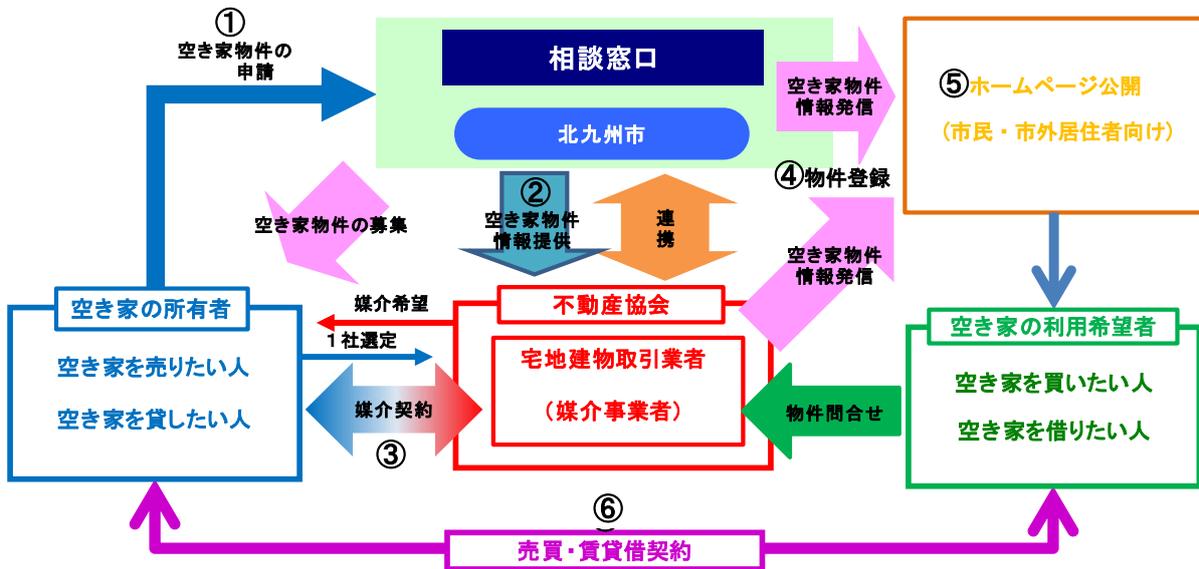
空き家の増加を抑制するため、これまで売買や賃貸されていなかった空き家を掘り起こし、その情報を市内外に発信することで、空き家の流通を活用する。市と不動産事業者が連携して、平成 26 年度より開始した。

2 運営体制

市と下記の不動産流通団体で、空き家バンクの運営についての協定を締結し、市内の各団体加盟の宅地建物取引業者と連携して制度運営を行っていく。

- ・公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 北九州支部
- ・公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部

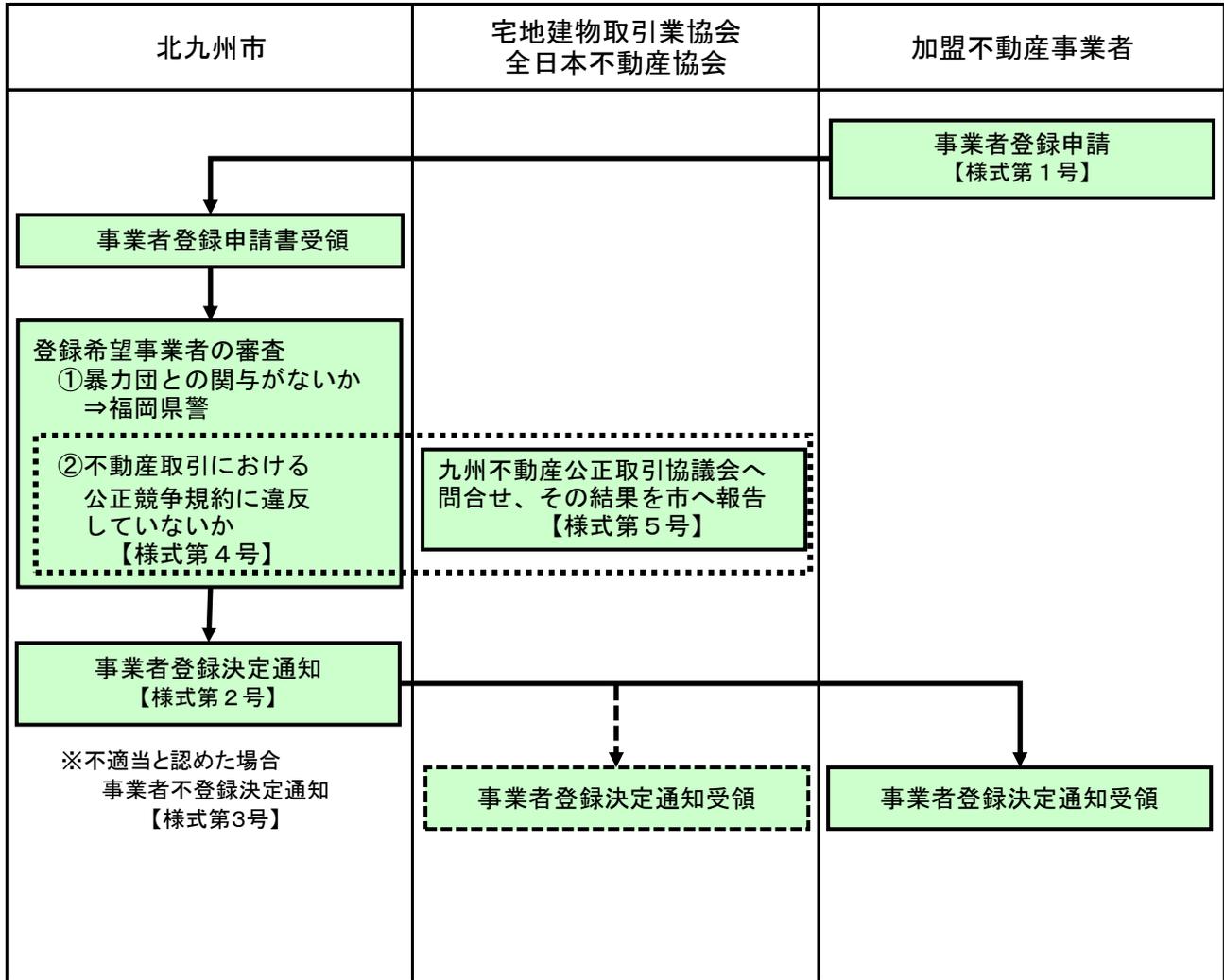
3 空き家バンクの流れ

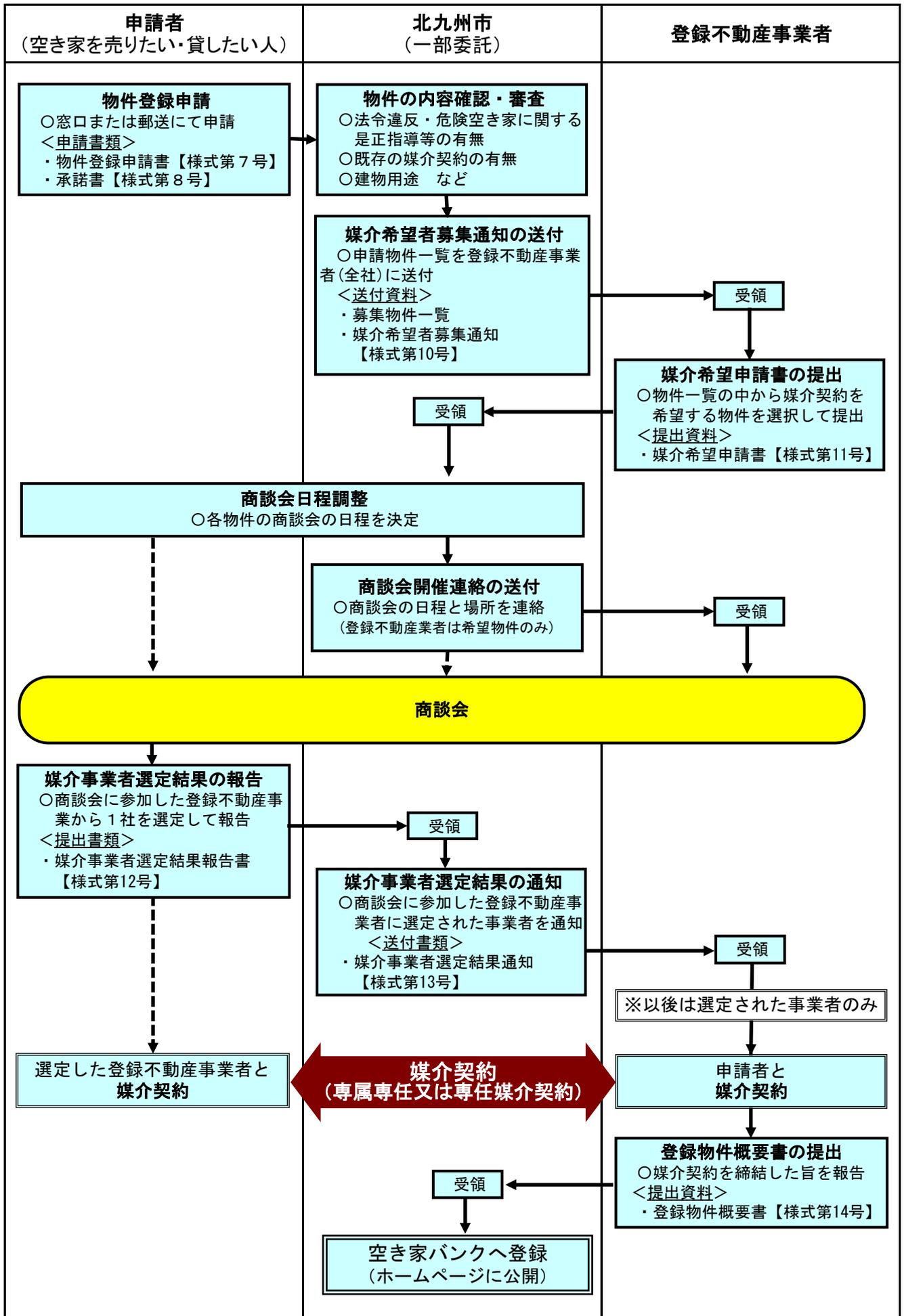


- ① 空き家所有者は、「空き家バンク」への申請を行う
- ② 市は申請された空き家情報を宅地建物取引業者へ提供し、媒介希望事業者を募る
- ③ 空き家所有者は、媒介希望事業者の中から1社を選定し、媒介契約を行う
- ④ 市は媒介契約を行った物件を登録する
- ⑤ 市と媒介事業者は、ホームページ等で空き家情報を発信する
- ⑥ 媒介事業者の仲介により、空き家の所有者と利用希望者とで売買・賃貸借契約を締結する

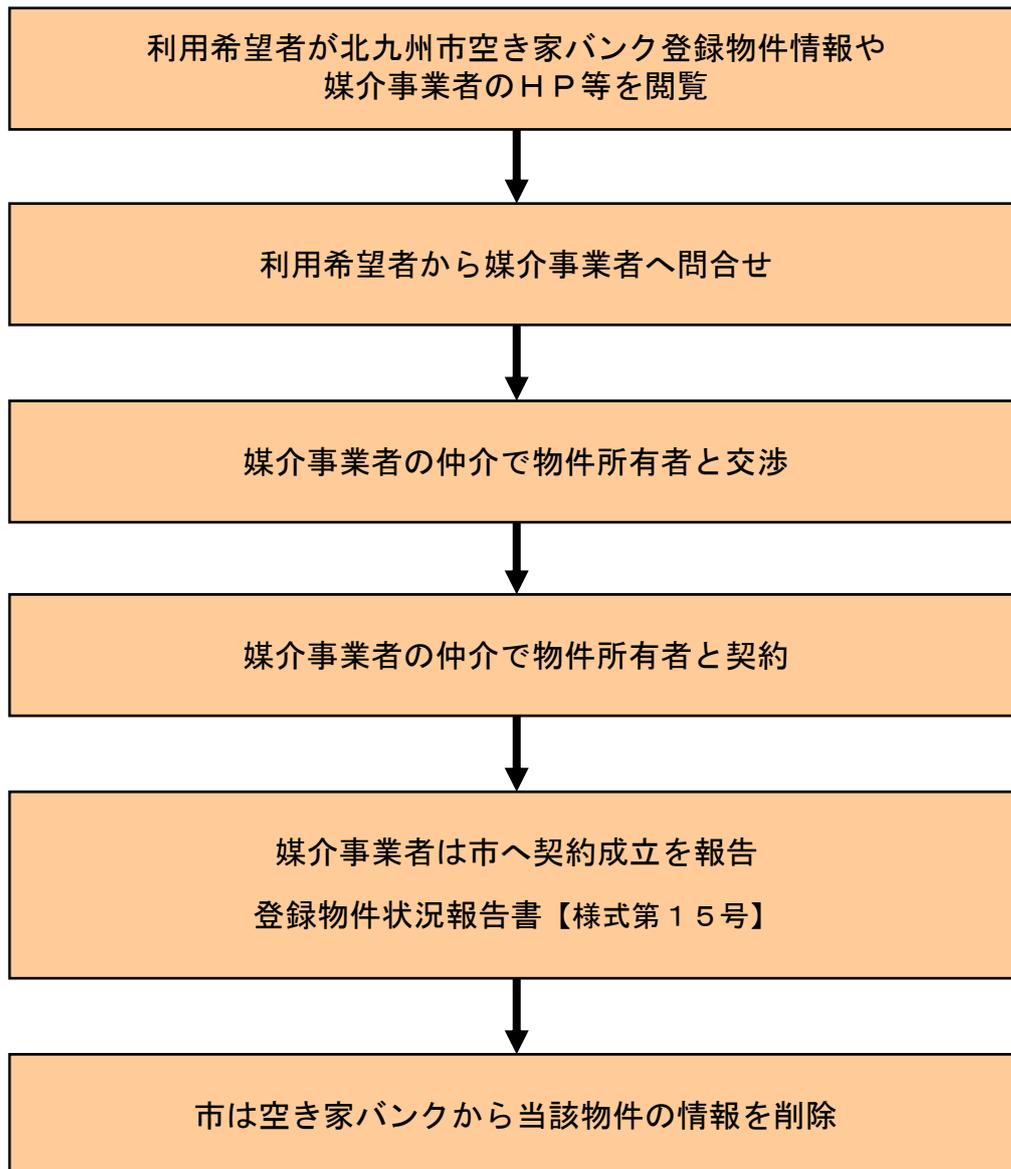
「北九州市空き家バンク」の流れ

(1) 不動産事業者登録の流れ





(3) 物件問い合わせ～契約成立・報告



【媒介契約の更新について】

- 媒介契約後、期間内に不動産取引が成立しない場合は、合意のうえ契約更新を行うことができる。
- 物件所有者、媒介事業者のいずれかが契約更新を希望しない場合、空き家バンクの登録情報を削除する。